

## 被用者年金制度の一元化等を図るための 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案の概要

### 1. 法律案の趣旨

- 被用者年金制度の一元化については、平成18年4月の閣議決定及び12月の政府・与党合意に基づき、制度の安定性・公平性を確保し、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせる方向を基本として行う。これにより、民間被用者、公務員及び私学教職員を通じて、同一保険料、同一給付を実現する。

### 2. 法律案の概要

#### (1) 主要事項

①被用者年金の大宗を占める厚生年金に、公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一。

②共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消。

- ・共済年金にある遺族年金の転給制度や地方公共団体の長の加算特例は廃止、等。
- ・60歳台前半の公務員OB等に係る在職中の年金支給額の減額方法について、より厳しい減額方法(現行の厚生年金の取扱い)に統一。

③共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限18.3%)に統一。

- ・平成22年から引き上げ、公務員共済は平成30年、私学教職員は平成39年に統一。

④事務組織については、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上。

⑤共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止。

- ・新3階年金については、平成19年中に検討を行い、その結果に基づいて別に法律で創設し、職域部分の廃止と同時に実施するという趣旨を規定(附則)。

⑥追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して27%引下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。(文官恩給、旧三共済も同様)

#### (2) その他

①被用者年金制度の一元化の対象とする「被保険者」の範囲の見直し。  
(パート労働者に対する社会保険の適用対象範囲の拡大)

- ・「所定労働時間20時間以上」、「賃金月額98,000円以上」、「勤務期間1年以上」の3基準を全て満たすパート労働者(学生除く)に拡大。別に法律で定める日までの間、従業員300人以下の中小零細事業所の事業主に使用されるパート労働者は猶予。

② 企業年金に係る規定の整備等。

### 3. 施行時期

- ・原則、平成22年4月1日(一部は平成23年4月1日等)。
- ・パート労働者に対する適用拡大については、平成23年9月1日。
- ・追加費用及び文官恩給の減額については、平成20年4月1日。

※ 本法案は本年4月13日、第166回通常国会に提出されたが、会期終了に伴い継続審議の取扱いとされている。

## 被用者年金制度一元化による財政影響について

(本年2月に公表された厚生年金についての暫定試算をベースとした粗い試算)

被用者年金制度一元化の法案では、①将来の保険料率計画、②一元化時点における積立金について、

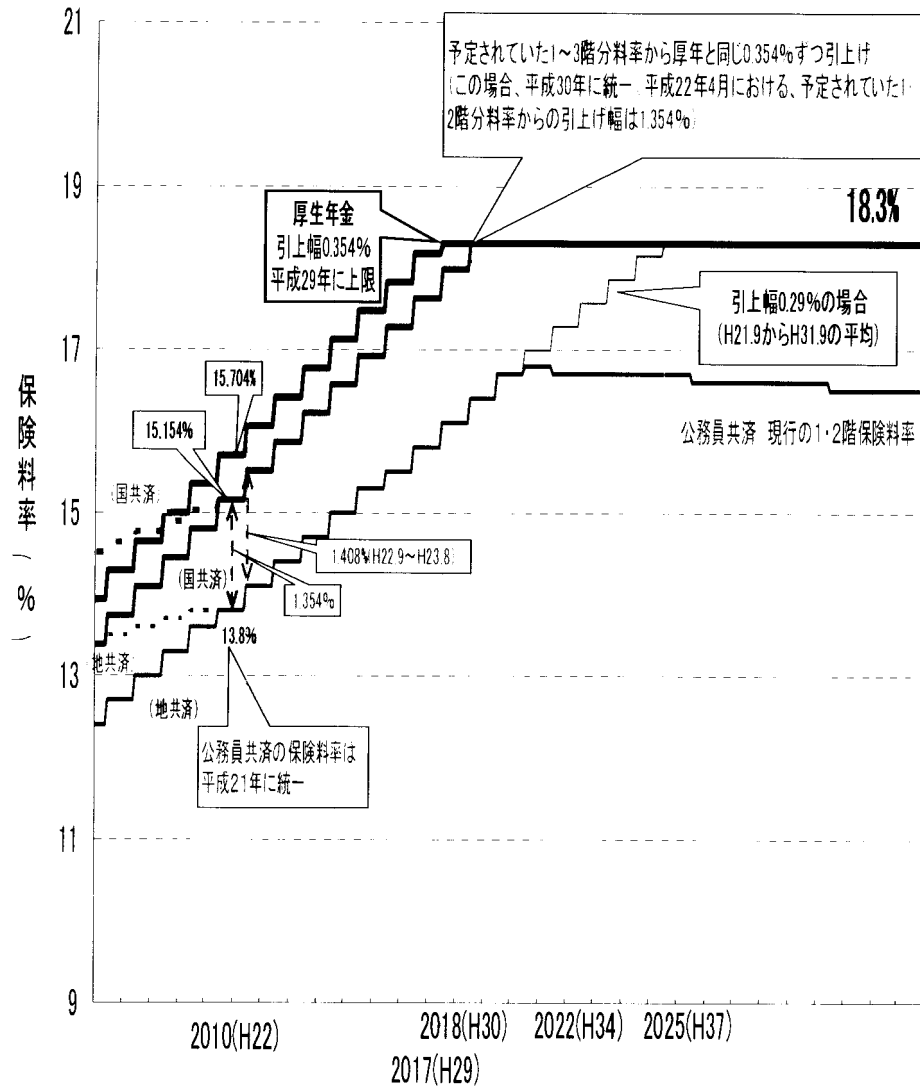
- ① 共済年金の1・2階部分保険料率を今後、引き上げ、将来的に厚生年金の保険料率に統一する。  
(1～3階部分保険料率から厚生年金と同じ0.354%ずつ引き上げ、公務員は平成30年、私学は平成39年に統一(2ページ参照))
- ② 一元化時点における共済の1・2階部分積立金は、厚生年金での積立比率と同じになるように仕分ける。

$$\frac{\text{共済における1・2階積立金}}{\text{共済における1・2階支出}} = \frac{\text{厚生年金における積立金}}{\text{厚生年金における支出}}$$

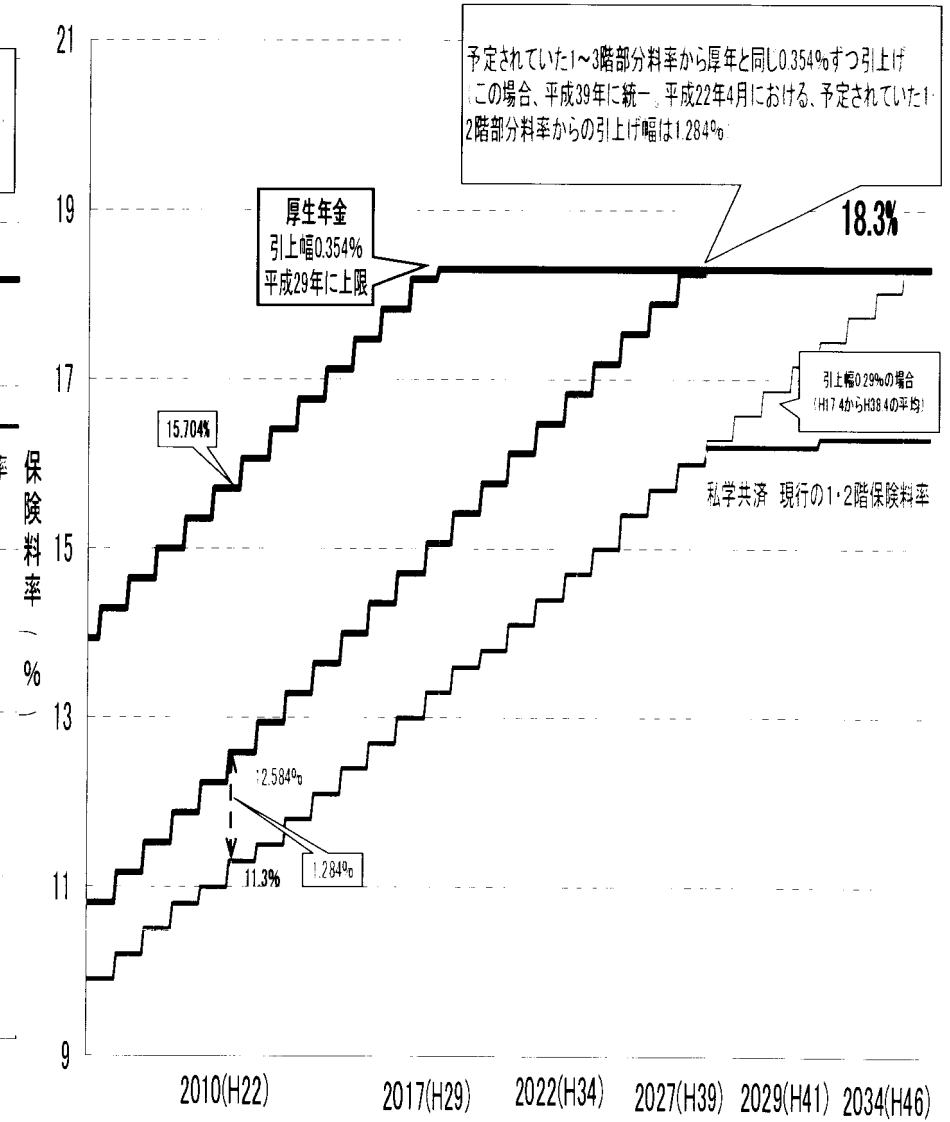
と規定されているため、将来の人口・経済についての前提を置けば、将来的な給付水準(所得代替率)が算出されることとなる。

# 保険料水準の統一スケジュール

## (公務員共済)

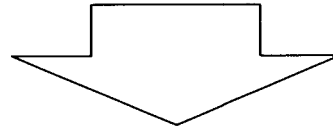


## (私学共済)



旧厚生年金における暫定試算ベースでの所得代替率は、

51.6% (2026年度～)



公務員共済・私学共済を含む一元化後の新たな厚生年金において、同様の前提で算出した場合の所得代替率は、

51.8% (2026年度～) ※

※ 基礎年金勘定積立金の影響も含まれている。ここで、基礎年金勘定積立金とは、昭和61年3月以前に国民年金の任意加入者が拠出した保険料に係る積立金のことであり、平成21年度末時点における一元化後の1・2階共通財源に供される額は1.4兆円となる。

(注) 経済前提が「基本ケース」の場合

## 最終的な所得代替率を51.6%とした場合の各主体別に見た1・2階部分の財政状況

(単位:兆円)

	旧厚生年金	公務員共済	私学共済	計
2100年度積立度合	1.0	5.7	22.3	1.8
2100年度初積立金	170	146	50	366
仕分け後の積立金 ①	166	28	1.7	196
支出現価－保険料現価 ②	166	25	0.4	192
①と法定保険料率による保険料で 将来の支出を賄うにあたっての過不足 ①－②	0.0	3.2	1.3	4.5

(注1) 1・2階共通財源以外の積立金(公務員共済20兆円、私学共済2.0兆円)については、  
3階の過去期間支出現価(公務員共済17兆円、私学共済0.8兆円)、  
保険料率を法定水準から軽減するための費用(公務員共済:最大3兆円、私学共済:最大0.5兆円)、  
等に活用

(注2) 基礎年金勘定積立金反映前であり、拠出金・交付金のしくみは考えないとした場合

(注3) ①、②は、平成21年度末時点での評価

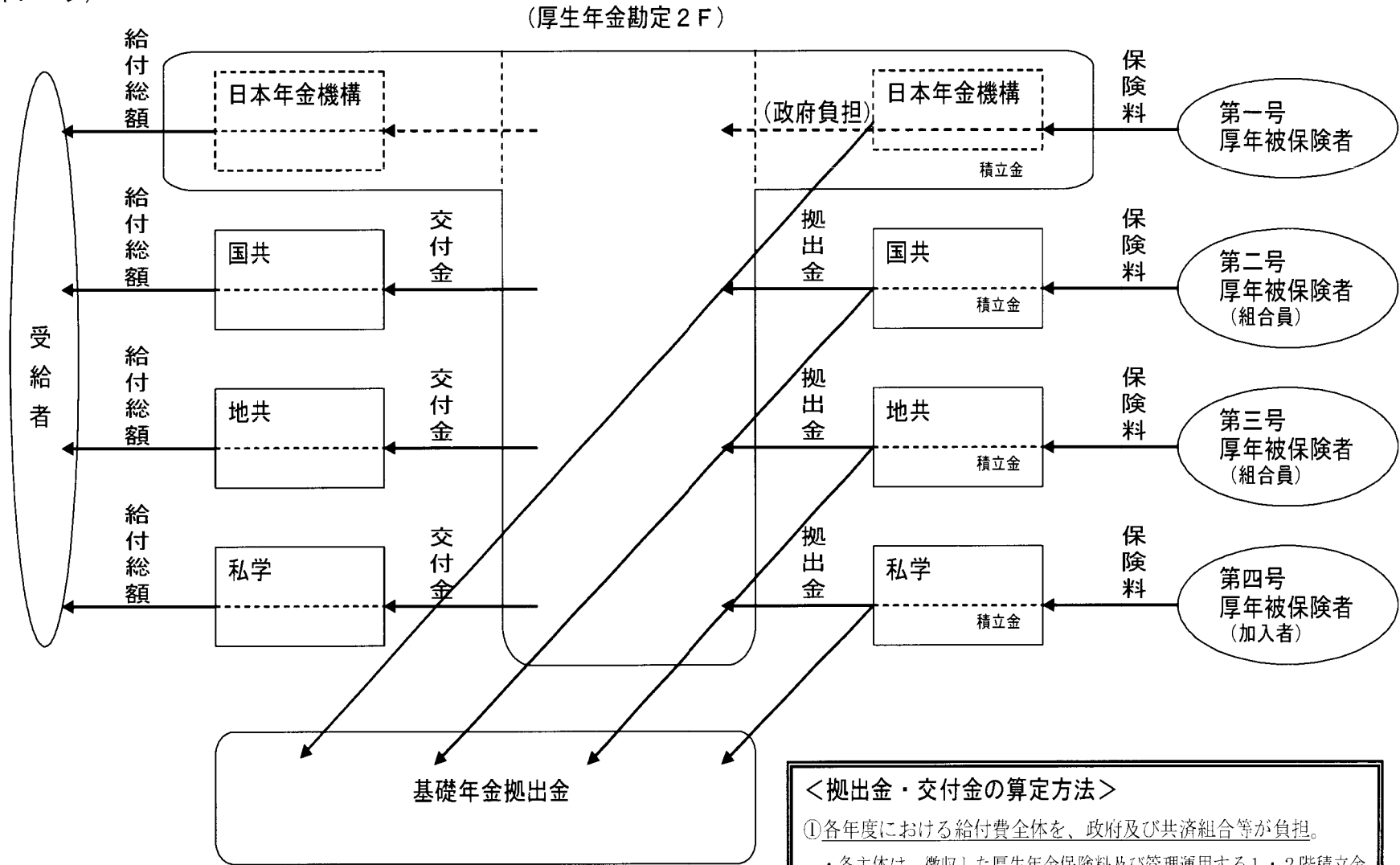
(注4) ここでの支出は公経済負担分等を控除したいわゆる社会保険料を財源とする分(2100年度初の支出1年分の積立金の現価相当額を加算)

(注5) 「①－②」の計4.5兆円は、2100年度積立度合が1.0を超える分の積立金168兆円(=366兆円×0.8/1.8)に対応

$$4.5 \text{兆円} \times 37 \text{倍} (2100 \text{年度までの} 4.1\% \text{等による累積複利}) = 168 \text{兆円}$$

# 被用者年金制度一元化後の拠出金・交付金のしくみ

(イメージ)



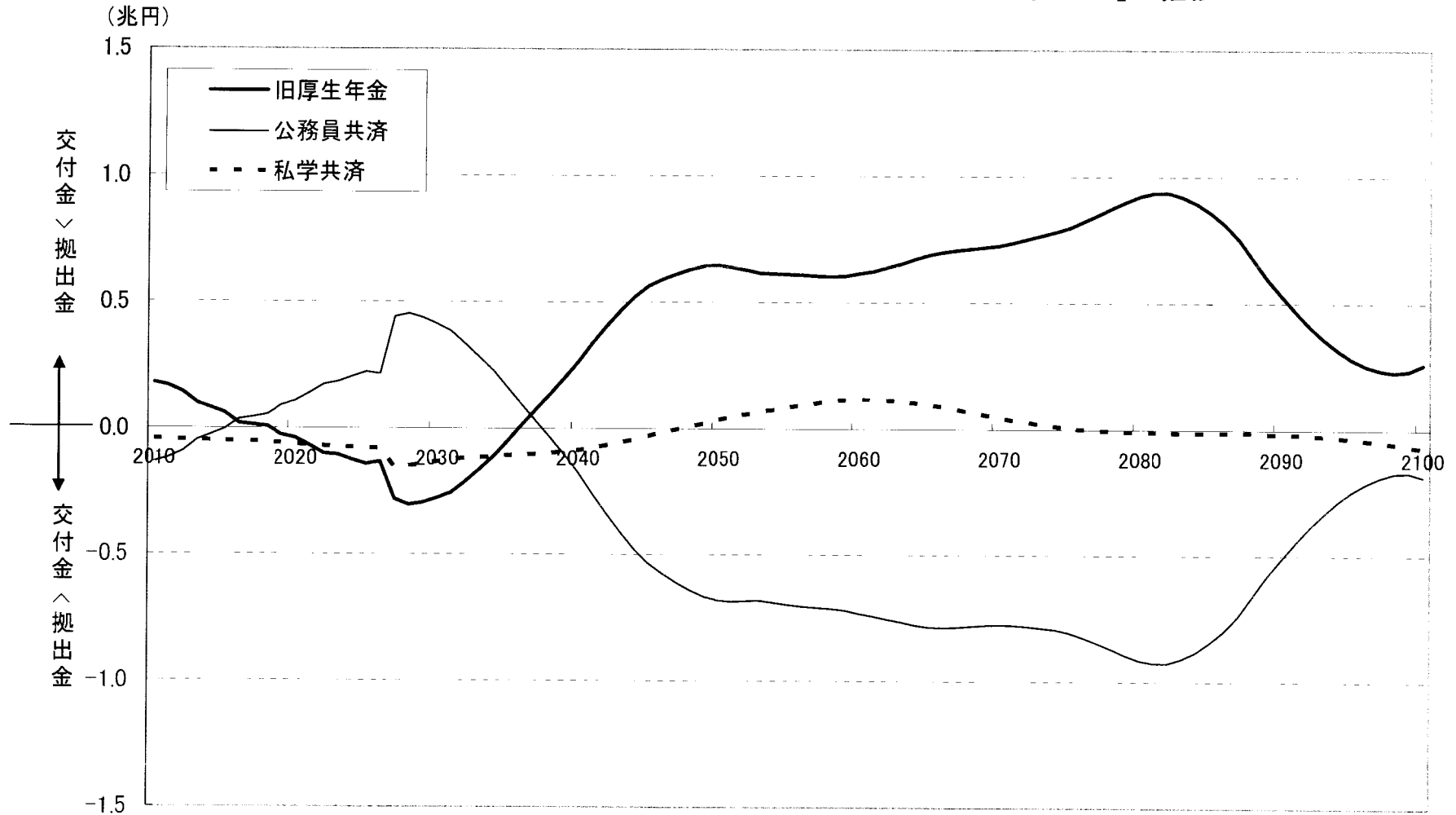
(基礎年金勘定 1F)

## <拠出金・交付金の算定方法>

- ①各年度における給付費全体を、政府及び共済組合等が負担。
  - ・各主体は、徴収した厚生年金保険料及び管理運用する1・2階積立金に応じて負担（各主体の標準報酬総額及び積立金残高で按分）。
  - ・激変緩和措置として、当分の間、支出費按分も取り入れる。
- ②共済組合等の負担分は、拠出金として特別会計の厚生年金勘定に計上。
- ③政府は民間分を支給。公務員等分は共済組合等に交付金を交付。
 

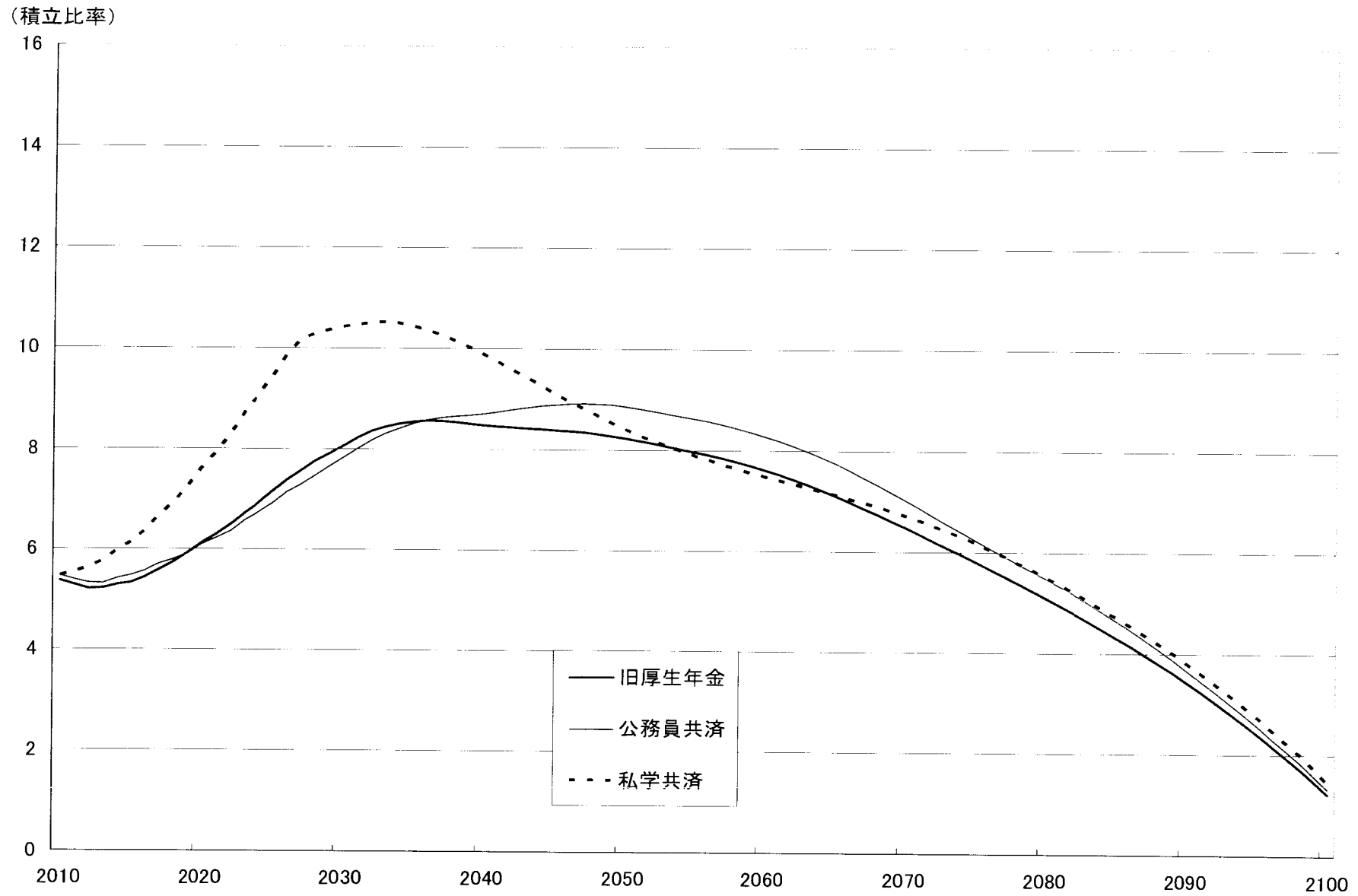
見込額を基に算定し、翌々年度に実績値で精算（政令委任）

### 被用者年金制度一元化後における各主体別に見た「交付金－拠出金」の推移



(注) 毎年度支出(公経済負担分等を控除したいわゆる社会保険料を財源とする分のうち事務費を除く分)を「報酬割(保険料率差調整後)80:前年度末積立金割20」50%:支出割50%(17年間)で各主体が負担することとした場合の交付金から拠出金を控除した額の推移を示している

## 被用者年金制度一元化後における各主体別に見た積立比率の推移



(注) 毎年度支出(公経済負担分等を控除したいわゆる社会保険料を財源とする分のうち事務費を除く分)を「報酬割(保険料率差調整後)80:前年度末積立金割20」50%:支出割50%(17年間)で各主体が負担することとした場合の積立比率の推移を示している



(別紙)

最終的な所得代替率を51.6%とした場合の各主体別に見たバランスシートのな財政状況

(平成21年度末時点での評価)

	旧厚生年金	公務員共済 1・2階部分	私学共済 1・2階部分												
	<table border="1"> <tr> <td>支出現価</td> <td>保険料現価</td> </tr> <tr> <td></td> <td>積立金</td> </tr> </table>	支出現価	保険料現価		積立金	<table border="1"> <tr> <td>支出現価</td> <td>保険料現価</td> </tr> <tr> <td></td> <td>積立金</td> </tr> </table>	支出現価	保険料現価		積立金	<table border="1"> <tr> <td>支出現価</td> <td>保険料現価</td> </tr> <tr> <td></td> <td>積立金</td> </tr> </table>	支出現価	保険料現価		積立金
支出現価	保険料現価														
	積立金														
支出現価	保険料現価														
	積立金														
支出現価	保険料現価														
	積立金														
仕分け後の積立金 ①	166兆円	28兆円	1.7兆円												
支出現価－保険料現価 ②	166兆円	25兆円	0.4兆円												
①と法定保険料率による保険料で 将来の支出を賄うにあたっての過不足 ①－②	0.0兆円	3.2兆円	1.3兆円												

(注1) 基礎年金勘定積立金反映前であり、拠出金・交付金のしくみは考えないとした場合

(注2) ここでの支出は公経済負担分等を控除したいわゆる社会保険料を財源とする分(2100年度初の支出1年分の積立金の現価相当額を加算)